

<別紙1>

老人保健施設 道後ベテルホームのご案内

～通所（介護予防通所）リハビリテーション～
(令和5年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	老人保健施設 道後ベテルホーム
・開設年月日	平成4年4月18日
指定年月日	平成12年4月1日（通所リハビリテーション） 平成18年4月1日（介護予防通所リハビリテーション）
・所在地	愛媛県松山市祝谷6丁目1277番地
・電話番号	089-927-2000
・管理者名	益田 紀志雄
・介護保険指定番号	通所リハビリテーション（3857780112号） 介護予防通所リハビリテーション（3857780112号）

(2) 目的と運営方針

通所（介護予防通所）リハビリテーションは、要支援または要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所（介護予防通所）リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的としています。

[運営方針]

- 当施設では、通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

職種	員数	職務の内容
管理者 (医師)	1人	管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行います。医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。利用者の通所リハビリテーション計画の検討と実施の指示を行います。
看護職員 介護職員	8人以上	看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等、医療行為を行うほか、日常生活上の看護介護業務、利用者の通所(介護予防通所)リハビリテーション計画の検討と実施に従事します。 介護職員は、利用者の通所(介護予防通所)リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上	医師や看護師等と共同して通所(介護予防通所)リハビリテーション計画を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
支援相談員	1人	利用者の生活・行動プログラム作成、市町村との連携、ボランティアの指導ならびに利用者及び家族の相談指導にあたり、利用者に対する各種支援及び相談業務に従事します。
管理栄養士	1人	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。給食(厨房)業務の管理・指導を行います。

(4) 利用定員 54名

(5) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月29日～31日、1月1日～3日を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後7時までとする。

(6) 通常の事業の実施地域

中学校区名：道後、東、勝山、旭、湯山、桑原、鴨川
上記地域以外からのご希望の場合、ご相談下さい。

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
 - ② 食事
昼食 12時00分～
 - ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
 - ④ 医学的管理・看護
 - ⑤ 介護
 - ⑥ リハビリテーション
 - ⑦ その他
- *これらのサービスの中には、利用の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

- ① デイケアにて、お体の具合が悪くなった場合。

医師の診察後、医療機関への受診が必要と判断した場合は、サービス提供を中止し、ご家族とご相談の上、居宅の主治医または協力医療機関へ受診して頂きます。

但し、緊急を要する状態の場合は、当施設の医師または職員の判断で、救急病院へ搬送する場合があります。

- ② 自宅へのお迎えまたはお送りの際、職員がご家族様へ連絡を取る必要性があると判断した場合。

※万が一、ご連絡が取れない場合は、当施設の医師または職員の判断で対応させて頂きます。

◇協力医療機関

- ・名 称 松山ベテル病院
- ・住 所 松山市祝谷6丁目1229番地

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・飲 酒 飲酒は管理者の許可が必要です。

- ・火気の取扱 施設内および敷地内は禁煙です。

- ・設備・備品

施設内の備品および設備を大事にお取扱い下さい。また破損した場合は速やかに届け出て下さい。

- ・所持品・備品等の持ち込み

詳細は、別紙「ご利用時に必要なもの」に記載しております。

- ・食品の持ち込み

誤嚥防止と食中毒防止の為、食品の持ち込み時は職員まで声かけをお願いします。

- ・金銭・貴重品の管理

現金等貴重品の管理は、原則として利用者ご本人にお願い致します。過剰な現金の持ち込み等はご遠慮下さい。

- ・ペットの持ち込み

ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 避難口9ヶ所、スプリンクラー設備、防火戸、非常警報設備等

- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 089-927-2000) 受付時間 平日 8:30~17:30

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

<受付後の対応手順>

受付後、管理者(施設長)・看護介護長・支援相談員・事務長が内容について協議し、
申出者にご解答・対応いたします。その後、申出者の了解を得た上で、苦情内容・当
施設の対応を館内に掲示いたします。

[その他の苦情申立先]

- ・愛媛県国民健康保険団体連合会 TEL 089-968-8700
- ・松山市介護保険課 TEL : 089-948-6968
受付時間 平日 8：30～17：15
- ・愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 TEL : 089-998-3477
受付時間 平日 9：00～12：00 、 13：00～16：30

8. その他

(1) 第三者評価の実施状況

実施について、現状はありません。

但し、社会福祉法人 聖隸福祉事業団の内部監査を年1回実施しています。

(2) 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求
ください。